

第十九回
参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十号

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会会議録第十号

昭和二十九年三月二十九日(月曜日)午後六時三十分開会

委員の異動

三月二十七日委員土田田太郎君辭任につき、その補欠として三木與吉郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
小林 忠次君
小笠原三三男君

委員

石井 桂君
榊原 亨君
高橋 徹君
横川 信夫君
秋山俊一郎君
島村 軍次君
三木與吉郎君
三橋八次郎君
戸叶 武君
鈴木 強平君
草葉 隆圓君
厚生大臣 佐藤 一郎君
大蔵省主計 堀岡 吉次君
局事務課長 堀岡 吉次君
厚生省公衆衛生 楠木 正康君
局環境衛生部長 博邦君
厚生省児童局長 太宰 博邦君

政府委員

大蔵省主計 堀岡 吉次君
厚生省公衆衛生 楠木 正康君
局環境衛生部長 博邦君
厚生省児童局長 太宰 博邦君

本日の会議に付した事件
○補助金等の臨時特例等に関する法律案
(内閣送付)

○委員長(松永義雄君) これより特別委員会を開会いたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律案を議題に供します。

質疑を行う前に、本案につきまして農林委員会からお手許に配付のように入りがございましたので御報告申し上げます。

政府から厚生大臣、厚生省公衆衛生局長榊原本正康君が出席されております。御質疑のあるかたは御発言願います。

○小笠原三三男君 第二章厚生省関係の問題についてお尋ねしたいのです。が、大臣御承知であるかどうか分かりませんが、この特例に関する法律案については、その根拠をなす諸問題について一貫した理念がないということ、本委員会では幾多問題点を挙げておるところであります。そういう前提に立つて質問いたしますから、本日は国務大臣というよりは所管大臣としての所見を承わりたいので、その点あらかじめ申上げておきます。

先ず第七条についてでございますが、これは衆議院の修正によつて現行法通り三分の一の国庫負担ということに修正に相成りました。四億何千何百の増額決定を見ました十八億何千何百の増額決定を見ました十八億何千何百の金額を以て、軌道に乗つて来ている保健所の運営等が全国的に十分なされるというふうに大臣はお考えでございますか、どうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(草葉隆圓君) 第七条におきまして、この保健所もさようなふうな相成つておりましたが、只今お話のように、衆議院におきます修正におきまして、従前通りの形に相成りましたために、最近殊に地方におきます保健所が第一線保健業務として重要視されております。従つて、従前の補助率を以ていたしますることには還元されまして、この点は一層その性能を發揮し得ることと存じておる次第であります。

○小笠原三三男君 大蔵省から配付になりました資料によりますと、この関係において二十九年度予算額は、現行法によるときは十七億五千九百何十万円かかるということになつております。が、衆議院の修正では、現行法通り三分の一としまして十八億四千何十万円かかるということになつております。この間の事情がわかりませんが、これは事務当局のほうでどうしてこういう計数が出来たのか、御説明願いたい。

○政府委員(楠本正康君) これは大蔵省の資料は現在のままの数字で計算いたしております。ところが来年度は更に保健所の十カ所が増設されます。なおそのほか小さい保健所から大きな保健所に拡充されますものが十カ所を予定されております。従つて来年度におきましては、これら新設並びに拡充分の予算を含めまして、若干本年度よりも上廻つておるわけでありまして、大蔵省の資料は本年度分を積算してございます。

○小笠原三三男君 只今御説明の新設或いは拡充の問題について、十カ所或いはその他というふうなのは、衆議院の修正で議員の賛議によつて、それはどこどこというふうな決定になつてございいます。厚生省はこの点についてどれだけタッチしておられますか。

○政府委員(楠本正康君) 保健所の必要性から、更に現在よりも拡充したほうがよろしかろうという御判断だと存じております。従つて私どもとしては、ましては、何らその新設箇所或いは拡充を要する保健所等の相談は受けておりません。そこで私どもは、できる限りは、これら新設及び拡充は、できるだけ現在の実情に應じまして最も必要などころに配当をいたして参る所存でございます。

○小笠原三三男君 そうしますと、二十九年度予算計上を大蔵省に要求し、査定するときの資料には、拡充或いは新設、これらの資料は厚生省自体としては初めから見えておらなかった、こう了承してよろしいでございますか。

○政府委員(楠本正康君) 一応予算の要求といたしましては、当初かような拡充を見越して予算の要求をいたしました。

○小笠原三三男君 その要求したものと、現に衆議院で修正されたものとではどういうふうな計数上差異がございませうか。

○政府委員(楠本正康君) 余り大きな差異はないように存じます。

○小笠原三三男君 そうすると、厚生省はこの修正には何らタッチしておらないで、偶然の結果差異がないようになく仕様が合つたわけですか。

○政府委員(楠本正康君) これらの費用は、この保健所というものを一カ所幾らという単位計算をいたします。で、計算が極めて簡単でございます。従つて誰がいたしても、一カ所幾ら掛ける何カ所、おおむね同じような数字が出る見当になつております。

○小笠原三三男君 厚生大臣にもう少しさつぱりした答弁をお願いしたい。

○国務大臣(草葉隆圓君) これは、実は保健所は二十九年度で新しく全般的な予算の中にも新規十カ所並びにC級からA級へいわゆる格上げいたしますのが十カ所、これは二十九年度予算に計上いたしておるのであります。それで今申上げましたのは、その二十九年度予算じやなしに二十八年度予算でやつたのだ、二十九年度予算の数を合計いたしますと二十カ所になります。十カ所、十カ所、それによつてお話の点が相異して来たと考えます。

○小笠原三三男君 そこで、当初は厚生省としても十分な要求を大蔵省にした、併しそれが削られた。辛うじて衆議院の修正で所期の目的に近い結果を生み出してはつたというのがまあ経過だろつと考へます。それでこの点は厚生省関係の予算のうちで削られても仕方がない、止むを得ないと思ひます。んじた根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(草葉隆國君) これは全体、いわゆる補助金等の臨時特例として皆様の御審議を頂いております各般の補助金の立場から、従来厚生省では只今御審議を頂いております第七條から十一條までの関係の補助金が、これらの一連の方針として丁度こへ加わったわけでございます。そういう関係で第七條以下十一條までがそのような状態になりまして、それらの補助金を或いは減額し、或いはなくするという状態に相成つた次第であります。全体といたしましては、社会保障或いは社会福祉の立場からは誠に不十分とは存じますが、国の全体の財政の上からは又協力すべきものとしていたした次第でありまして、この点はどうぞ御了承を頂きたいと存じます。

○小笠原二三男君 今後において又四分の一に率を減額するというような大蔵省側の意向等が現われます場合には、大臣は飽くまでも衆議院の意思或いは参議院で衆議院修正通りきまりました場合には、参議院の意思等も背景として、絶対そういう措置はとらせないようにするという御決意があるかどうか、承りたい。

○国務大臣(草葉隆國君) 十分国会、衆参両院の御趣旨は尊重して、さような方針にいたしたいと存じております。

○島村軍次君 そうしますと、厚生省の御意見としては、第七條乃至第十一條の予算関係は三党修正で修正されたので、もはやこの条文は予算執行上必要ないという御見解と解釈してよろしいでございますか。

○国務大臣(草葉隆國君) 第七條が保健所関係で、その率の点が衆議院において修正になりました。他の点は第八條、第九條、第十條、第十一條はこの通りと存じております。

○島村軍次君 そうしますと、第七條は削除しても差支えないということに了解してよろしいでございますか。

○国務大臣(草葉隆國君) その通りに考えております。

○島村軍次君 そこで、先の単位計算の大蔵省の数字と、それから三党修正の数字との御留意はわかりましたが、そうしますと、今回の増額によつて保健所の増設及び拡充が満たされるといふことであつて、大蔵省御提出の財源関係から見ますと相異がある、こういうことになつて思ふのであります。大蔵省の先に御提出になつた資料とは金額に相異がある、こういうことになりまして、この点は大蔵省のほうもよく御承知になつておりますと思ひますが、如何でしょうか、どれだけの差ができるかということでありまして、○政府委員(佐藤一朗君) 御説明申し上げます。私ちよつと遅れて参りまして大変失礼いたしました。只今の点は日全体の経費と、その中の細分の分の差でございます。いゝゆる整備の補助金を合せますと同様になる、こういうふうな考へております。

○島村軍次君 同様にいうことであれば、先に御提出になつておる資料の金額は相違ないということですか。

○政府委員(佐藤一朗君) 合つております。

○島村軍次君 その点は大蔵省さんの御趣旨もちよつとはつきりせんようですね。大よそ一緒になるというふうなちよつとあいまいな御答弁があつたように思つております。

○政府委員(佐藤一朗君) 一緒になつております。具体的に申し上げますと、大蔵省の費用は保健所費補助金のうちの運営費と整備費というのと二つございまして、運営費の分だけをここに挙げまして、当初十四億九千六百七十九万一千円、それに対してこれがいゝゆる補助率が引下つて来たというふうなことで出ておりますが、結局修正の結果、最後に出ましたのは、十七億五千九百四十九万九千円でございますが、それに整備費の八千五百六十六万を足しますと、十八億四千五百五十四万、こういうことになるわけでございます。即ち運営費だけを掲げたものと、それから十八億と申しますのは、それに新設拡充のいゝゆる整備費と私どもは申しておりますが、入つておるわけでございます。

○島村軍次君 細かいことのようにですが、ここに示された十億五千九百九十九万のほかに整備費というものは、二十九年度予算中に既定経費と言ひか、すでに提出予算中にある経費と、こういうことですか。

○政府委員(佐藤一朗君) さようでございませう。

○島村軍次君 そうしますと、今回の三党修正の費用は十八億幾らということになりますから、経費は二重になつて来るということになりませんか。

○政府委員(佐藤一朗君) 十八億と申しております中では、両方の運営費と整備費を含んでおるわけでございます。その合計費で、ただ保健所の補助金と一概に申しますときには両方一括して申すものであります。そういう数字を申上げたのであります。

○島村軍次君 厚生省の事務当局もさうにお考えですか。

○政府委員(橋本正康君) さうに考へております。

○島村軍次君 御説明はわかりましたけれども、三党修正といふものは十八億四千九百九十九万五千円ですか、と、この増額でしよう。これは整備費としてすでに修正前の経費の中に入れてある。実際の補助率の変更によるものは十七億五千九百九十九万、どうも二重に上計されたやうなふうに見えるのですが、重複には絶対になりませんか。

○政府委員(佐藤一朗君) これはまあ数字の点でございますから、只今の点は勿論間違はないようにいたしております。つまり保健所の合計が十八億四千九百九十九万でございますが、そのうち運営費の關係は十七億五千九百九十九万でございます。この運営費の關係におきまして、いゝゆる当初の三分の一の補助率を四分の一に下げようとして、一度下げたものを又元へ復活したわけでありませう。

○小笠原二三男君 どうも話がこんがらがつて来て、頭が悪いもんだからわからなくなつたのですが、初めからはつきりお尋ねしますが、十七億五千九百九十九万九千円というのは、十カ所の新設の費用並びに新年度の運営費、これは入らない。それから設備拡充をする、こういう費用はこれに入つておるのですか、入つておらんのですか。完全、従来の現行個所だけの拡充せられぬ、ただ計算上出て来た予算額でですか。

○政府委員(橋本正康君) 重ねてお答え申し上げます。この十七億の経費はこれは運営費でございます。現状のま

まの運営でございます。なおその他は二十九年度に拡充されるべき十カ所、新設されるべき十カ所を見込んでの金額でございます。

○小笠原二三男君 そうすると、十七億五千九百九十九万九千円は三分の一補助の対象になる金額ですね。

○政府委員(橋本正康君) そうでございます。

○小笠原二三男君 そうすると、それが四分の一になつたということについて、十三億一千九百九十九万九千九百九十九円という数字になる。そうしますと、三党修正になつた十八億何かがしつゝもの差額の部分ですね。差額の部分は創設費並びに初年度の運営費、それから二十九年度の運営費と、こういうものが増額になるわけですね。新設の十カ所と十カ所の拡充と……

○島村軍次君 今のお答えの前に一つ関連して……これは疑問が……出て来ます。もう少し大蔵省と厚生省とお打合せにならないと、先にお話になつたのは、小笠原さんから御疑問が出たように、十七億五千九百九十九万のうちに、現行法による経費がこれだけある。然るにこれはすでに保健所の拡充及び増設も含んでの経費というものが大蔵省の答弁だが……

○小笠原二三男君 それは違ひ。

○島村軍次君 大蔵省はさう言うのですよ。厚生省はこれは入つていない、十八億四千九百九十九万の入りつたのは、恐らくそれらのものを含めたらこれに補填されたのだ、こういうふうな顔のあいまいな答弁なんです。だからこれはもう少しはつきりした、今直ちにできますればそれでよし、できんようですなれば御相談の上でもう一遍一つお答えを願ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 私は途中から参りましたので、或いは行違ひがあるといけませんから、数字を十分御納得の行くように打合せをしまして、改めて申し上げます。

○委員(松永義雄君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) 速記を始め

○小笠原二三男君 それではその間八条のほうへ入つてお尋ねしたいのですが、この母子手帳を交付し、妊産婦の胎児なり或いは幼児なりのそれをいろいろ見て行く、こういう事務はこれは国の事務ですか、地方公共団体固有の事務ですか。

○政府委員(楠本正康君) 母子手帳補助金に關します事務は国の事務と心得ております。

○小笠原二三男君 そういう国の事務であるものを、国庫負担の二分の一というものをやめてしまふということ、地方にだけこの責任を転嫁するということ、どういふ根拠に基いてやるのですか。

○國務大臣(草葉隆國君) これは児童福祉法で国の事務を地方府県知事に委任を法律上しておる事務ですから、それでそういうふうにしたしております。

○小笠原二三男君 委任していれば国庫負担をやめてしまふという論理はどこにも成立しません。国の固有の事務を地方に委任するならば、委任するだけ国がその財源の交付をしなければならぬ。国庫負担という直接の措置が私は必要であると思う、どうしてこういうことになつたのですか。

○國務大臣(草葉隆國君) そこで従来はその負担を一部しておつたわけですが、今度この事務につきましては、母子手帳の配布については地方の事務として、地方自治法に基く地方の事務といたすために当分の間はこれを適用しないとして、地方へ全部委譲してしまふ、こういうやり方をとつたわけであり

○小笠原二三男君 国の事務だという規定が当分の間は地方に任せるといふことで、事務自身も地方の事務になるという論理はどこにあるのですか。国固有の事務は当分の間金をくれてやらないことになつたから、地方の事務にやつて行くのだという根拠はどこにありますか。

○國務大臣(草葉隆國君) そういう意味でやなしに、母子手帳の交付は一般平衡交付金の今度の制度でみてはおりますが、従来この児童福祉法によつてはつきりと補助率をきめておりましたのを、先ほど来の問題のようにして、これを削除するというのが第八条でございます。従つてそういう意味において当分の間補助は負担をしない、こういうのであります。

○小笠原二三男君 だから当分の間補助は負担をしないということは、国の身勝手でございますかというのです。国固有の事務を地方公共団体にお願ひするといふなら、金まで添えてお願ひするのが筋合ひでもございませう。それが単に財政の都合といふことで、ちよつと地方のほうにお願ひする、金はそつちで賄ふといふことができるかといふことなんです。

○政府委員(楠本正康君) つまり負担区分の関係で、国の事務であるや否や

といふことのような御質問と存じますが、現在国の事務と考えられるものの中でも、経費の負担は直接補助又は負担金とせず、平衡交付金等で賄つておる事務は他にもたくさんございまして、従つてこの場合は今までの国の事務として経費を負担しておつた、併しなから、これは地方に關係する部分も多

○小笠原二三男君 あなた衛生局長で何か……何というべからずなことを言うのだ。それは国の事務であつても直接負担金を以て賄ふとか、或いは補助金を以て賄ふとか、いろいろの方法があることは私も知つてゐる。併しこれは地方財政法第十條の八で、これは国が積極的に負担しなければならぬものとして、財政的な裏付けの根拠があるのなんですよ。従つて国の事務であることは、金がどこから出るの如何にかかわらず、これは動かぬものなんですよ。今の事務配分の形において

は……これは国固有の事務であつて、地方にその事務を委任してある、それは大臣が今おつしやつた通りである、金の問題じゃない。而もこのことは地方財政法において、国が積極的に援助しなければならぬ規定の明文があつて今日まで至つておるものなんです。だから当分の間財政的な都合によつて云々といふことで操作すべきでないものである、基本的には……そういう意味でお尋ねしておるのですよ。しつかりした答弁をお願いいたします。

○政府委員(楠本正康君) これは地方財政法及び今回の法律と向々相持つて改正されるべきものでございまして、さういふ措置がとられてゐるものと存じます。

○小笠原二三男君 だから、さういふ措置をとることの妥当性を聞いてゐるのですよ。なぜそれだと思つてい

るのか、どうしてそういうことができるのか、あなたのほうで考えになつて、こういうものを御提案になつてゐるかどうかという法律のな見解を承りたい。当分の間という臨時の措置によつて地方財政法の中の母子手帳というものが消えてなくなつたり、浮んで来たり、そんなお手軽なことがどうしてできるかといふことなんです。

○政府委員(佐藤一郎君) それは……

○小笠原二三男君 私はこちらに聞いてゐるので、法律顧問には聞く必要はない。

○政府委員(楠本正康君) 従来は、この事務が国の事務ではあります、地方自治体にも極めて密接な關係のある仕事でありますので、さういふ措置をとつておつたのであります。併しなから、これもすでに歴史を繰返しまして、これらの事務が大体地方の事情から見まして同化されて来た。当初は新らしい仕事でありましたために、これを助長する意味で国が援助をいたしました、大体この事務も同化されて参りましたと考へまして、平衡交付金に依存をいたすことになつたわけであり

○小笠原二三男君 又とんでもないことを言う。大臣は児童福祉法によつてこれは国固有の事務であると只今明言されたばかりです。而もあなたが今おつしやるような理由なら、国が積極的に地方公共団体との間に遂行する事務として費用を負担しなくてもいいという、その御認識になつたことですよ。認識になつたならば、当分の間適用しないではなくて、これは初めから適用されべきものなんです。なぜそれならば当分の間といつた、又いつ

か時期が来たならば援助もしよう、補助もしようという前提がなくて、なぜ当分の間などという臨時特例にしたか、これはおつしやるように、これは地方公共団体に同化し、地方公共団体固有の事務としてこれを任せしめてもいいという段階が来た、それは地方財政法に基いて母子手帳を削除されて然るべきでしょう。而もその場合児童福祉法そのものにおけるこの母子手帳の概念はこれは修正するべきものなんです。何でもそういうふうには聞けば右と左、又片側から聞けば左と右、ちつとも首尾一貫してない、あなたの意見は……。本場にそれは地方に同化されたから地方の事務に移つたという御認識なんですか。これは而も立法の経過から見ましてわざわざ母子手帳というものが出て来た場合に、地方財政法の中にこれを明記した趣旨というものが、国が飽くまで援助しなければならぬという御認識があったからなんです。そういう両院の意思をどこかに追いつて、あなたたち厚生当局として、こういうことを積極的にやらなければならぬ立場の人が、我々がそういう認識を持たないうちにもうそんな御認識をお持ちになつたんですか。あなたが当面の責任者としてそんなことを言うたら、全国の婦人団体、母性からあなたは、何といふかね。相当の抗議を受けなくちゃならんですよ。大臣も言つていないようなことを何でそんなことを言うんですか。私も言い過ぎた点があるかも知れないが、あなたがたはちつとも首尾一貫していない。

○国務大臣(草葉隆國君) これは先ほど申し上げましたように、元々は児童福祉法によつて母子手帳という制度を設け、これに對してはそれ／＼の補助率によつて地方に補助をして地方をしてやらせた。だから最近の、本年昭和二十九年年度の財政状態から考えまして、只今御審議を頂いているそれ／＼の關係と同じように、これを当分の間削除して補助を削減して来るというのであります。法律等も整備して来る、こういう恰好になつたわけでございまして、御趣旨の点は私もよくわかりますが、そういう意味においてこの第八号というものをここへ出して来たわけでございまして、どうぞそういう意味に御承知を頂きたいと思ひます。

○小笠原二三男君 全部それはそういう意味なことは私はわかつています。併しやつていいこと、やつていけないこと、又やれるのか、やれないのか、そういうことが明確にならなければ、私たちは必ずしもこの措置に納得できない。金額の問題じゃないんです。その立法の趣旨、精神或いは制度上の問題として、国が全然これについて手を付けなくてもいいんだということについては私は十分な疑義を持つ、今事務当局の方は平衡交付金によつてこれを見るような話ですが、平衡交付金によつて母子手帳のそれを見ようという紐付けはなつていない。それでもなお且つ面倒を見るんだというようなことは考えられない。それで私は地方財政法にかかわらず、事務当局が言うように国の事務がいつの間にか地方の事務に行つてしまひ、地方に任せてもいいんだ、こういうことをこの御修正にならない限りは、こんな当分の間適用しないと

いうようなことは首尾一貫しないという点を申し上げているんです。言い直すんですか、言い直さないのですか、局長は……。

○政府委員(楠本正康君) いずれよく研究いたしましてはつきり申上げたいと存じます。

○小笠原二三男君 研究されるんではどうにも……。

○小笠原二三男君 担任が違ふから話がわからない。係が違ふんだ。

○小笠原二三男君 それじや私係が違ふからと言へばいいんだ。

○委員(松永義雄君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) 速記を始めて。

○小笠原二三男君 財政的な都合々々と言ひましたが、この金額は近々七百万円程度の金額なようであります。厚生省所管の各種の補助金等において、これらのことについて面倒を見る金を引出すことができなかったのか、どうしてこういうものにまで手を付けなければならぬいささがつがつたのか、一兆円という中の七百万円というのは、これは誠に微々たる金でございまして、厚生省はもうこれを削らなければ他のもので一切削られないという御認識だつたのですか。所管の違ふ人ではない人で……。

○委員(松永義雄君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(太宰博邦君) 私どもは児童福祉の仕事を全部は、これは国の事務だと思つております。併しながら、その財源の措置の關係につきましては、必ずしも国が全部の支弁としなければならぬかどうか、この点については過去におきましても児童福祉の

の補助金はこの際整理して、そして交付金交付金のほうに繰入れる、財政の点についてはそういう措置をとるといふ方針を立てましたものでありますから、今母子手帳もその一環として補助金を整理と申しますか、そういう段階に繰入れられましたか。かように承知している次第であります。

○小笠原二三男君 そういうことは、さつきから大臣からも何からも答弁頂き、あなたから聞かなくても提案趣旨で明らかなんです。財政的な都合でこういう改正案ができて来ていることは百も承知なんです。それで私のお尋ねは、そういう改正案が当分の間という臨時的な立法なんです。特例なんです。そういう特例が出ることに、地方財政法において積極的に明文化し、規定されている母子手帳を削除したり、又生かしたり、そういうことが變態自在にできるとお考えになつておられるのかどうかという点なんです。この児童福祉法の立法の趣旨、母子手帳をわざ／＼地方財政法にまで持つて行つて挿入した経緯から言つて、財政の都合ということとそういうことがなし得られるかどうか。

○委員(松永義雄君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(太宰博邦君) 私どもは児童福祉の仕事全部は、これは国の事務だと思つております。併しながら、その財源の措置の關係につきましては、必ずしも国が全部の支弁としなければならぬかどうか、この点については過去におきましても児童福祉の

措置費が平衡交付金制度に入つておつた例もありませんので、それは必ずしもそういうふうな途をとつても差支ないものと考へております。

○小笠原二三男君 過去において児童福祉の措置の費用が平衡交付金に入つておつた実例もあると申しますが、具体的にそれは何と何です。而もそれは地方財政法のほうを直して平衡交付金に廻した経緯がありますか。それは地方財政法に明記されておらなかつた部分のものはございせんか。

○政府委員(太宰博邦君) これは児童福祉施設などに子供を収容した場合の生活費というふうなものを含めて非常に範圍が広いものであります。昭和二十五年年度から二十七年年度まで平衡交付金に組み入れておりました。

○小笠原二三男君 その前はどうかしておつたのですか、二十五年前は、或いは二十八年はどうしておりましたか。

○政府委員(太宰博邦君) 児童福祉法が制定されてから、たしかあは二十三年の半ばかと思ひましたが、二十四年度までは國庫負担の制度で、二十五年度から二十七年年度までが平衡交付金の制度に入りまして、二十八年年度から再び國庫負担の制度に戻つたわけでございまして。

○小笠原二三男君 その都度地方財政法のほうが変わつて来たわけでございしますか。

○政府委員(太宰博邦君) 二十五年から二十七年までの間、つまり平衡交付金制度に入りましてからは、地方財政法のほうからこれを落しておりました。それから二十八年年度から復活いたしました際に、地方財政法を再び改正

した例もありませんので、それは必ずしもそういうふうな途をとつても差支ないものと考へております。

○小笠原二三男君 過去において児童福祉の措置の費用が平衡交付金に入つておつた実例もあると申しますが、具体的にそれは何と何です。而もそれは地方財政法のほうを直して平衡交付金に廻した経緯がありますか。それは地方財政法に明記されておらなかつた部分のものはございせんか。

○政府委員(太宰博邦君) これは児童福祉施設などに子供を収容した場合の生活費というふうなものを含めて非常に範圍が広いものであります。昭和二十五年年度から二十七年年度まで平衡交付金に組み入れておりました。

○小笠原二三男君 その前はどうかしておつたのですか、二十五年前は、或いは二十八年はどうしておりましたか。

○政府委員(太宰博邦君) 児童福祉法が制定されてから、たしかあは二十三年の半ばかと思ひましたが、二十四年度までは國庫負担の制度で、二十五年度から二十七年年度までが平衡交付金の制度に入りまして、二十八年年度から再び國庫負担の制度に戻つたわけでございまして。

○小笠原二三男君 その都度地方財政法のほうが変わつて来たわけでございしますか。

○政府委員(太宰博邦君) 二十五年から二十七年までの間、つまり平衡交付金制度に入りましてからは、地方財政法のほうからこれを落しておりました。それから二十八年年度から復活いたしました際に、地方財政法を再び改正

して取入れておる、そういう措置をとつておられます。

○小笠原二三男君 それは当分の間という特例でございましてたか。

○政府委員(太宰博邦君) たしかその当分とかいう文字はなかつたこと記憶しております。

○小笠原二三男君 特例でなく、全面的に一般的法律規定として改正乃至修正になつたものと、この特例として当分の間停止するということとは意味合が同じであつて、そのことを以て類推できるというお考えがあなたに出て来ますか、過去の例と……。

○政府委員(太宰博邦君) まあ当分の間という文字が入つておられますと否にかかわらず、やはりその法律を実施されておる期間というものについては同じような解釈をとり得ると考えております。

○小笠原二三男君 当分の間適用しないという事は、これは消えてしまつたことですか。それとも賦つてゐることですか。

○政府委員(太宰博邦君) さあちよつと……。法律的に解釈いたしますれば、その期間中は同じ法律的效果を持つものと考えます。

○小笠原二三男君 そこで担当としてあなたとしては、この事業は然るべきもの、止むを得ないものとお考えでございまして。

○政府委員(太宰博邦君) 政府委員としては止むを得ないものと考えております。

○小笠原二三男君 先ほどもう二点質問してゐるわけですが、内容をお調べになつて、厚生省所管の負担或いは補助等のいろいろの予算を見て、その軽

い重いを比較検討された上、この特例として母子手帳の負担を当分の間適用しないというふうな本質的な検討を加へられて、この法案が出て来たことと了解してよろしいでございましてか。

○政府委員(太宰博邦君) 政府としてはそのような考えでございまして。

○小笠原二三男君 法律の根拠のある負担金と、法律の根拠のない省省間の補助金と予算措置によるものと、どちらが重しとあなたのお考えになりますか。

○政府委員(太宰博邦君) ちよつと御質問が抽象的で私はお答えいたしかねますが、勿論法律に規定がありますものについては、それは一般的に申しまして、非常に政府としても重要視することは当然でございまして。

○小笠原二三男君 厚生省所管の予算において、法律に根拠のあるものと法律の根拠のない補助金というふうなものとは、比較せられた場合にあなたの方ではどちらが先に整理されるものとお考えになりますか。

○政府委員(太宰博邦君) それは必ずしも、抽象的に申上げますれば、先ほど申上げたようなことになると思ひます。厚生省所管の補助金の中にも、ものによりましては、法律に規定されたのと同じく私の私どもの考えからすれば、大事なものであるかと存じますので、個々のケース、ケースに當つては、やはり当嵌めて考えて見なければならぬ場合があると思ひます。

○小笠原二三男君 財政緊縮の建前からこういう法律案が出て来たということは、たゞの御答弁でわれわれの明瞭であります。一例に一つ挙げたいと

思つてお尋ねしますが、受胎調節費及事業補助金というものの本年度の補助金がございまして、ございませんか。

○政府委員(堀岡吉次君) 本年度も計上いたしております。

○小笠原二三男君 幾ら。

○政府委員(堀岡吉次君) 総額二千八百八十六万円でございまして。

○小笠原二三男君 そうすると、この法律の根拠のある母子手帳、受胎調節したあとに起つて来る問題ですが、この母子手帳の国庫負担の問題とはどちらが重要だという御見解をお持ちですか。七百万円の母子手帳と……私尋ねてゐるのは、先ほどから法律の根拠のあるものもないもの、それはそれぞれ重要度というものは一般的には言えないということですから、その通りであるとお考え。法律の根拠があるものは議員の立場としては尊重してゐたい。併し行政執行の面に當るほうとしては、いろいろの都合で重要度が法律の根拠がなくともあるものもあると考える。従つて一例としてこの比較においてどうか。或いはこの受胎調節費の中から、事業補助金の中から七百万円という金を、或いは七百万円の半分でも、それを押し出す、一切の厚生省の補助金関係を調整してでも七百万円というものは財政的に生きることでございなかつたかどうか。その重要度に鑑みてです、そういうことをお尋ねしたいために聞いてゐるわけなんです。

○政府委員(堀岡吉次君) まあ具体的にこれとこれとの比較と申しますと、私たちがとしても、これとこれとがどちらが重きをなし、どちらが低いという

ことはちよつと申上げかねますが、予算折衝の経過におきまして、或る種の予算が入れば或る種の予算が非常に難航する。非常に大蔵主計局の査定が強いということとは、現実にはさつぱらんに言つてあることでございまして、非常に軽視したからそれをやめて、或いは今の先生のお尋ねのように、一つの方面から持つて来る余地もあつたやなからうかというふうな、お尋ねのやうなことをなせしなかつたかというふうな問題につきましては、折衝の経過におきましては、まあさつぱららんに申しますれば、全体としてまあこの程度ならまあ第一段階として下りようか、或いは第二段階としては下りようかという、まあ果次の折衝を重ねるのですから、そういう結果、只今問題になつております母子手帳等につきましては、最終的にきまる場合に、最後に日の目を見なかつたというふうな経過でございまして、まあ当然のことだと恐らくおつしやるだらうと思ひますが、経過としてはそういうふうな経過で必ずしも軽視したというわけでもないわけじやありませんが、結果としてそういうことになりました次第でございまして。

○小笠原二三男君 それではどういふふうになつたことは、厚生省の意思ではなかつたことと了解してよろしいでございましてか。

○政府委員(堀岡吉次君) 予算折衝の結果からしまして、こういうふうな結果になつておりましたので、厚生省の意思であつたか否かとおつしやられま

い」と呼ぶ者あり。政府としましては、かような予算案を決定してあります以上、厚生省としてはこれに對して同意したという事は當然でござい

○小笠原二三男君 そうなれば、又元

○政府委員(堀岡吉次君) さうでござい

○小笠原二三男君 それなら、この受

○國務大臣(草壁肇君) 実は受胎調

○小笠原二三男君 ちよつとお尋ねし

○政府委員(堀岡吉次君) 先ほどの受

胎調節一千万円減つたが、元金がどうもそんな大きな金額じゃないんじやないかというお話でございますが、受胎調節としてまとめて申上げました中に、細かい説明を申し落しました、実は優生保護相談所の事業の補助金がございまして、それにおいて九百何十万円の金額が減少いたしております。大臣から申上げましたのは受胎調節という大きな額で、その意味のことを申上げたのでございまして、それから四十一万円のほうは本省における補助事業費でございます。講習会の費用でございます。

○小笠原二三男君 その本省におけるほうの普及事業補助金というのは本年度もございましてか。

○政府委員(堀岡吉次君) 本年度においてはその種の経費を減額計上いたしております。

○小笠原二三男君 幾らですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 本年度におきましては十一万八千円の経費を計上いたしております。

○小笠原二三男君 十一万八千円の経費が必要とされ、母子手帳の七百万円という経費は削除される……。

○政府委員(堀岡吉次君) 今のお尋ねの本省の残りの分でございますが、本省では指導旅費等の関係で十一万八千円を計上いたしておりますのでございまして、先ほどの四十一万何千の金額につきましては、二十九年年度においては計上いたしております。

○小笠原二三男君 計上しておられない、それで明瞭です。

○島村軍次君 今に關連してですが、受胎調節普及事業奨励金というものは、本年度はなかつたというお話だ

つたと思ひますが、十一万八千円は本省の経費ですか。

○政府委員(堀岡吉次君) さようでございまして。

○島村軍次君 優生保護相談所事業補助金は、二十八年年度には三千八百五十九万九千円、これを本年度は九百万円減じた、こういうことに了解してよろしいでございましてか。

○説明員(堀岡吉次君) その通りでございます。

○島村軍次君 そこで先般小笠原さんからの発言で、大蔵省に各項目別に二十九年年度と二十八年年度の予算の比較を出してもらいたいという資料はまだ御提出にならんようですが、如何ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 大変遅くなりましたが、大体刷り上りまして直ぐ御提出するように手配をいたしております。

の保婦講習会補助というものは、二十九年年度は幾らに計上してあります。

○政府委員(堀岡吉次君) 保婦講習会の補助金は計上いたしております。

○島村軍次君 事後補導費補助金四百八十万円は如何ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 事後補導費補助金四百八十万円は、ちよつと全体の額は今書類を忘れて来ましたのでわかりませんが、前年と同じような計算をしておるはずであります。これは職親と申しまして、児童が社会に出ます前に職業を委託いたしました、覚えま

す。詳しいことはあとで申上げます。

○島村軍次君 総体的に見まして、私はこの間も申上げたように、法律によるもので、必ずしも負担金に属するもので、予算の査定上、或いは軽重は必ずからあろうと思ひますが、法律に全くないもので、前年度の二十七年度に計上されたものが新たに二十八年度に計上されたものが、只今の事後補導費補助のごときもの、それからもう一つ例を挙げてみますと、児童福祉法施行事務監査指導補助金というものは、これは法令によらないもので、こういうものが百三十九万一千円二十八年度の予算に計上されておる。これらの軽重の問題について、果して大蔵省との間に事務折衝がやられたその際に、軽重が果してうまくとれておるのかどうかというところに疑問を持つわけなんです。そこでまあいろいろ細かい問題をお聞きしているわけなんです、根本的に法律の負担金に属するものについて、然らざるものを残すところ、ういうには、これはまあいろいろ各人

によつて論点は違つて来ると思ふのですが、そういう問題がどうもこの間うちから開いておるのではどうもはつきりせん。確かに大蔵省との予算折衝においてこの軽重の問題が、説明の悪いものは削られて、説明のまあ大蔵省の考え方で、いいものは残つておるというふうな感じがしてならないのです。厚生大臣は御就任後新しいようでありまして、国の施策として全体を考へる時分に、補助金整理の法律案は大蔵省でなければ説明がわからんというふうなことが今日の情勢なんので、甚だ私は遺憾に思ひます。それだけ申上げておきまして、あとであるかも知れませんが、一応質問を次に譲りましよう。

○小笠原二三男君 質問の都合上数字についてお伺いしますが、この母子手帳の作成費が二十八年度で八百十九万、それが現行通りで行きますと、二十九年度は七百四十万総体において減額されております。これは妊娠婦が二十九年度は少いというお見込は統計的に出て来てこうなつたのか、或いは作成費一冊当りの単価が小さくなつて来たのか、二十八年度、二十九年度の二冊当りの単価が幾らで、何人分これは載つておるものであつか、お伺いしたい。

○政府委員(太田博邦君) 二十八年度と二十九年度は母子手帳の単価は同額で八円で組んでおります。従いまして、総額が減りました点につきましては、これは人員のほうがりやはお話の通り、まあ何と申しますか、妊娠の数というものは受胎調節というふうなものが漸次普及して参りますれば、その分だけ減るであらうというふうなことも

一つの考え方でございまして、さやうな点が主な点かと存じます。それで多少減額になつておると思ひます。

○島村軍次君 今に關連して……。

○島村軍次君 今に關連して……。

○政府委員(太田博邦君) その通りであります。

○小笠原二三男君 そうすると、二十九年度七百四十万というの、やはり現行法において二分の一相当額でございましてか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは私どもは資料を直接お出ししまして、厚生省のほうでよく見ておら

【神原亨君】この法律案は今日出るということはわかつてゐるじやないか、我々野党はできるだけやうと思つておるけれども、そんな答弁をされるのなら、我々だつて文句があるよ」と述べた。

○小笠原二三男君 随分混亂して来ましたがね。もう一度、じや私初めからお尋ねいたしますが、八百十九万円は、国庫負担金分の二分の一というのの相当額だけを載せて八百十九万円と出しておるのですか、二十八年度は……、これは二分の一相当額ですか。

○政府委員(太田博邦君) 二十九年度と二十九年度は母子手帳の単価は同額で八円で組んでおります。従いまして、総額が減りました点につきましては、これは人員のほうがりやはお話の通り、まあ何と申しますか、妊娠の数というものは受胎調節というふうなものが漸次普及して参りますれば、その分だけ減るであらうというふうなことも

○政府委員(佐藤一郎君) これは私どもは資料を直接お出ししまして、厚生省のほうでよく見ておら

○政府委員(佐藤一郎君) これは私どもは資料を直接お出ししまして、厚生省のほうでよく見ておら

れなかつた点もあるかと思ひます
が……。

○小笠原二三男君 それは逆だよ。(笑
声)

○政府委員(佐藤一郎君) 申上げます
が、七百四万円に減りました御説明
は、これは今私直接担当しております
が、厚生省から御説明のように、私
どもの考えは、従来の八百四万円の
ものを七百四万円に減らす理由があつて
当初減らした、その減らした額を平衡
交付金に廻した、そこで平衡交付金は
その七百四万円の二分の一でございま
すからして、その二倍の額を地方平
衡交付金で組む、こういうことになつ
ております。

○小笠原二三男君 そんな今の事務
当局が答弁したことは間違つていな
い。なぜこういう混乱したようなとき
間違つておられますと適切な御説明が
できないのですか、どうもおかしい。
それならお尋ねしますが、今財政当局
から御答弁があつた通りに一千四百八
万円になりますか。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやる
通りであります。
○小笠原二三男君 一千四百八万円が
平衡交付金にみられていたという答弁
でしたが、厚生省のほうでも一千四百
八万円はそれはみられておるといふこ
とをおつしやるならば、今後の地方財
政計画の中で、この一千四百八万円と
いうのが確定に入つておるといふこの
証明をして頂かなくちゃならん、その
ためには地方財政需要として総額が幾
らで、そのうちこの母子手帳の分が一
千四百八万円だといふことをちよつと
御説明願つておきたい。これはこれだ
けでなくて、母子相談員のそれも平衡

交付金でみると、こう言つておりま
す。このほうの関係はどうなつておる
のか、これも御説明願ひたい。それか
ら性病予防法関係、精神衛生法関係、
これは二分の一負担、或いは補助が四
分の一に減らされておりますが、他は
これは平衡交付金でみるのか、やりつ
放しておくのか、その点も明瞭にして
頂きたい。

○政府委員(堀岡吉次君) 只今お話の
点はそれ、交付金の積算基礎に見て
おります。

○小笠原二三男君 その見ておる金額
をちよつと各関係の法案で言つて下さ
い。母子手帳はわかりました。

○政府委員(佐藤一郎君) これは実は
私のほうで、衆議院に自治庁のほうか
ら出した資料がございますから、一連
の問題だと思ひますので、あしたでも
自治庁と連絡しまして至急に取寄せま
して、その具体的な数字ですね、どう
いう金額を平衡交付金に廻して計上し
たしておるかといふものの費目ごとの
ものを自治庁から取寄せまして、お手
許にお配りいたしますから、金額の具
体的な点は一つあしたにでもお願いで
きたらと、こう思ひます。

○小笠原二三男君 では平衡交付金で
見ているのだから、この事業そのもの
の遂行上は何ら支障を来たさないとい
ふふうには厚生省当局は確信を持
つておりますか。

○国務大臣(草壁隆國君) そのような
方針で進んでおります。

○小笠原二三男君 そのことのために
地方のこういう事業が萎縮するといふ
ような事態が起つたならば、厚生大臣
は責任を持つてそうならないように措
置をとられますか。

○国務大臣(草壁隆國君) 今後は指導
等におきまして十分只今のお話のよう
にいたしたいと存じます。

○委員長(松永義雄君) 一応七条、八
条の質疑はこの程度にして、九条に進
んでよろしいと存じますか……。

○小笠原二三男君 では第九条につ
いて伺ひますが、この性病の診療所、或
いは代用診療所、こういうものがある
やうでございしますが、性病の診療所と
いうもので独立してあるものは、全国
何カ所あるのですか。

○政府委員(楠本正康君) 単独に性病
診療所として、予算の対象になつてお
るものは、全国で四十八カ所です。

○小笠原二三男君 代用診療所として
併設されているものは……。

○政府委員(楠本正康君) 現在は代用
性病診療所はございません。

○小笠原二三男君 では四十八カ所分
の所要経費が、この四分の一という負
担区分になるわけにございしますか。

○政府委員(楠本正康君) 保健所に併
設して、附設してあります診療施設が
七百五十二カ所ございします。

○小笠原二三男君 これは算定の基準
があつて、この金は負担しておると思
ひますが、この診療所として独立して
いるものは、一カ所について幾らの負
担金を見込み、保健所に併設している
ものは一カ所について幾らの負担を見
ておるわけですか、その積算の基礎を
お示し願ひたい。

○政府委員(楠本正康君) 保健所に併
設しております施設は単価が二万七千
二百十三円、次に単独施設の分は単価
が七万七千二百八十六円。

○小笠原二三男君 この七万七千三百
八十六円というのは独立した診療所の
人件費も見えておるのですか。

○政府委員(楠本正康君) さうでござ
います。

○小笠原二三男君 どれだけの人を最
低確保するといふ人件費が見られてい
るのですか。

○政府委員(楠本正康君) 単独の診療
所の職員を申上げますと、医師一名、
看護婦一名が補助対象になつておりま
す。

○小笠原二三男君 医師一名、看護婦
一名といふのは、これは専任される
かた、でございしますか。

○政府委員(楠本正康君) 専任でござ
います。

○小笠原二三男君 医師一名、看護婦
一名、お二人の最低賃金を考えても七
万七千三百八十六円ほどだけでは、到
底これは一カ月ちよつとくらの費用
しかないやうに考えられますが、年間
の負担金としてはどういふものので
か。私追及するために言つておるので
はない。素人だからどん／＼聞いてい
るわけです。

○政府委員(楠本正康君) 失礼いたし
ました。この単独診療施設は事業費の
二分の一の事業収入を見込んでおりま
す。従ひまして一カ所の補助単価は七
万七千三百八十六円に賄われるわけ
でございします。参考のために直接の人件
費を申上げますと、一カ所十四万五千
二百六十円に相成つております。

○小笠原二三男君 ちよつと連記を止
めて……。

○委員長(松永義雄君) 連記を止めて
下さい。

○委員長(松永義雄君) 連記を止めて
下さい。

○委員長(松永義雄君) 連記を始めて
下さい。

○小笠原二三男君 懇談中にお尋ねし
ましたところ、七万七千三百八十六円
は、この法律改正の際に四分の一補助
負担の対象になる金額であると言われ
ますので、大体その四倍を考えます
と、三十三万円程度でございしますが、
又この補助の二倍程度を事業収入に見
込むといふことでございまして、その
点では十五万円程度になる。結局五十
七、八万円がこの一カ所の診療所の人
件費その他の運営費になる。五十七、
八万円という金が、医師一名、看護婦
一名を置いてそれ／＼予防もし、或い
は施設等もするのでございましてし
やうが、そういう運営を含む年間の費用だ
と、こういうことでございしますが、実態として
はそれで賄つておるやうでござい
ますか、或いは地方の都道府県なり、市町
村なりが固有の財源を持ち出してそれ
をカバーしなければ十分な実績を挙げ
られないやうな状況でございしますか。

○政府委員(楠本正康君) 場所によつ
ても違ひますが、只今御指摘のよう
に、設置主体が若干の金を繰ぎ足して
おるところもございします。又一般に私
どもは予算の面では全体の二分の一を
事業収入と考へております。利用者
が多くなれば勢い実費を徴収する対象も
多くなりまして、その面でも若干予算
は上廻つて参ります。

○小笠原二三男君 それで二分の一負
担が四分の一負担になることによつ
て、結局従来の地方の負担よりは四分
の一多くなる。四分の三になりますか
ら、多くなるのですか、それら一切は
、先ほど言つたやうに平衡交付金で見
ておるといふことでございしますか。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の通
りで、不足分は平衡交付金で見えてあり

ます。

○小笠原二三男君 その金額は幾らですか。

○政府委員(堀岡吉次君) それは自治庁のほうとも正確に調べまして、明日、先ほど大蔵省から申上げましたように、一括して資料として提出いたしたいと思ひます。

○小笠原二三男君 私はなぜそういうふうに聞くかという、あなたたちが責任を持たなければならぬ。地方に廻つて来る平衡交付金はこの程度なんだという事は率直に明言があるかないかによつて、あなたたちの、何と申しますか、こういう法律に対する誠意のほどと言ひますか、関心度というものを私は見たいと思つて聞いておる。自治庁に聞かなければ自分の所管のことがわからないというふうなことはどういふことなんですか。こういうふうな負担金が減るならば地方は困つて来るだろう、困る分はこれだけでカバーするのだというのを、自治庁なり、大蔵省なりとの間に早く確約ができてこそ厚生省としてもこういうものを承認すべきものでしょう。それがどうなつて行くのやら、その金額の目途もそれはそのほうに聞いてみなければちよつとここに出来ないとはいふようなことでは、私はあなたたちのこれら関連する法案に対する態度がどこにあるかさっぱりわからない。あなたたちのほうはこういうふうな減らされて何でもないので、何でもないとはいふ立場でおるわけですか、地方の負担がこれが多くなつて困るぞというお氣持があるのですか、ないのですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 勿論私どもは従来の仕事の実績から考えまして、

この補助率の高いほうが仕事しやすいように思われます。併し国の財政の観点もございまして、一応補助率は下りました。併しながら、その下つたところは平衡交付金でも見てあります。

ことでもありませんから、一層私どもは指導に力を入れて、努力によつてこれらの点をカバーして参りたい所存であります。なお附加して申上げますと、補助率の高いものを以て仕事をすることを行政の通例から申上げますれば、むしろ案なり方でありまして、少い補助率を以て一応それ以上の効果を挙げるといふことは非常に骨が折れることとありますけれども、これも止むを得んと思つて努力によつてカバーする決心でございします。

○小笠原二三男君 補助が少いのをやり抜くことはやり甲斐があるような、非常に自信に満ちたお話を聞いて誠に御同慶に堪へない。それなら私お尋ねしますが、資料として御提出願ひたいのですが、二十八年度の地方の決算額は或いは集計されておらないかも知れません。それから、二十七年の四十八カ所の箇所別による実際の決算額をどうして補助の金額との差ですね、地方の持出分が如何ほどあつたか、こういう点を示すに足る資料を出して頂きたい。そうすれば実態がどういふことになつておるかという事は明白になるうかと考えますので、委員長もさういふふうなお取扱ひをお願いしたい。

○委員(松永義雄君) かしこまりました。

○小笠原二三男君 それから、今度はこの保健所のほうに併設されておるもの、二万七千二百十三円というものは、これは積算の基礎は何ですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 失礼いたしました。単価は補助金で二万七千二百十三円でございます。

○小笠原二三男君 それはさつきわかつた。

○政府委員(堀岡吉次君) 積算の基礎を申上げますと、保健所に併設してあります分は、人件費は保健所補助費に含まれております。従つて人件費を除いて燃料費、印刷製本費或いは薬品費、検査費、消毒処置、さようなものが内訳に相成つております。

○小笠原二三男君 これも場所によつて違ふでしょうが、一般的には、一般の保健所の費用に食込むとか、或いはやはり地方で持出さなくちやならんというふうな実態になつておるのですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 保健所の関係につきましては、職員の数も相当に大幅に認めてございします。従ひまして全体の世帯が大きい関係で、人件費等は持出す必要はなかつたかと考えております。なお只今申上げました経費費の点につきましても、一部単独の場合と同様に事業収入を見込んでおりますので、而もこれが保健所全体の経費費とも考えられますので、余り大きな負担はあるまいと存じております。

○小笠原二三男君 これも内訳的に、この保健所の経理は分けられておりますか、一緒になつておりますか。

○政府委員(堀岡吉次君) 只今も申上げましたように人件費もこれは保健所の補助費に含まれております。従ひまして施設は保健所のうちの一つの仕事とも考えられます。さやうなことからいたしまして、保健所補助費の対象とこの事業の補助費の対象とを両方と区

別いたしますことは困難かと存じます。

○島村軍次君 ちよつと関連して……この印刷物のうちの性病予防補助金一億八百三十七万一千円というのと、それから大蔵省が御提出になつた性病診療所費というのと金額が違ひますが、これは診療所の補助費の以外に別個に計上してあるのですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 性病診療所の補助金は、その内訳は、只今仰せられました金額のうち、一億三百八十四万一千円でありまして、差額の、仰せになりました三百六十万何がしは強制健康診断の分でありまして。

○島村軍次君 大蔵省の御提出になつた資料は九千七百四十一万四千円になつてゐるのですが、只今お話になるのと違ひますが、どういふわけですか。

○政府委員(堀岡吉次君) 今ちよつとはつきりした基礎はありませんけれども、私の申上げました中には性病病院に関する補助金を含めておりますので、これは実はいづれも返還いたしておりませんので、申上げましたような差が出て来たものと思ひます。

○委員(松永義雄君) ちよつと連記を止めて下さい。

〔連記中止〕

○委員(松永義雄君) 連記を始めて下さい。今日は厚生省関係に対する質問はこの程度において終りたいと思ひます。それではこれを以て散会いたします。

午後八時十二分散会